

第一二三〇号 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資産等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 東京都板橋区志村東京 都住宅協会住宅一三〇 号 水谷敏夫外八百八 十五名	金に関する法律案中一部修正に關する 請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二三一號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資產等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 木村祐八郎君 第一二三一號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二三二號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資産等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 吉田 法晴君 第一二三二號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二三三號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資產等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 加藤シヅエ君 第一二三三號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二三四號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資產等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 小柳 敦衛君 第一二三四號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二五七號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資產等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 林業協同組合大村清一 第一二五七號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二六二號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資產等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 岡田 宗司君 第一二六二號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二六三號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資產等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 深川タマエ君 第一二六三號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二六四號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資產等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 稲山 良夫君 第一二六四號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二六五號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資產等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 岡田 宗司君 第一二六五號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二六六號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資產等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 三浦 長雄君 第一二六六號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二六七號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資產等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 二ノ一四社團法人日本 林業協同組合大村清一 第一二六七號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二六八號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資產等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 東京都千代田区永田町 二ノ一四社團法人日本 林業協同組合大村清一 第一二六八號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二六九號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資產等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 重盛 寿治君 第一二六九號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二七〇號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 国有資產等所在市町村交付金及び納付 金に関する法律案中一部修正に關する 請願	紹介議員 東京都北区田端町六二 五 不破定章外千八名 第一二七〇號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二七一號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 山形県山辺町の上水道布設工事費起債 許可に關する請願	紹介議員 松原 一彦君 内村 清次君 第一二七一號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二七二號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 東京都豊島区駒込一 九九 山鹿君子外千三 百名	紹介議員 松浦 清一君 第一二七二號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二七三號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 東京都世田ヶ谷区経堂 町五三〇 細井璋子外 千百五十名	紹介議員 稲山 良夫君 第一二七三號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二七四號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 東京都世田ヶ谷区太子 堂二〇 黒河内節子外 千百七十名	紹介議員 岡田 宗司君 第一二七四號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二七五號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 東京都世田ヶ谷区太子 堂二〇 黒河内節子外 千百七十名	紹介議員 岡田 宗司君 第一二七五號 昭和三十一年四月十 一日受理	この請願の趣旨は、第一二二一九号と同 じである。
第一二七六號 昭和三十一年四月十 一日受理	請願者 東京都千代田区永田町 二ノ一四社團法人日本 林業協同組合大村清一 第一二七六號 昭和三十一年四月十 一日受理	紹介議員 三浦 長雄君 第一二七六號 昭和三十一年四月十 一日受理	地方公共團體の所有地に地上権又は契 約によつて造林を行つてゐる森林經營 者のその土地を使用する権利は、地方 自治法第二百十三条第二項並びに同法 附則第三条により、昭和三十三年七月

末日をもつてその効力を失うことになるが、もしこれがこのまま適用された場合は当該森林經營者がじん大な損害を被るばかりでなく、重要な国策である造林政策を阻害することになるのは必然である。なお、所有者の地方公共団体が処分を将来に延期した場合も、この間の借地林業經營は常に不安な状態に置かれ、造林意欲は減退し、到底森林法の目的を達成することはおぼつかないところであるから、地方自治法附則第三条に規定する地方公共団体の財産の使用の許可で造林の用に供することを目的とする土地に係るものは、同項の規定にかかわらず、同項の期間内に同項に規定する必要な同意を得ないでも現に当該土地の上にある造林に係る林木の主伐の完了の日までなおその効力を有するものとするよう同法を改正せられたいとの請願。

第一二八〇号 昭和三十一年四月十

六日受理

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案反対に關する請願

請願者 東京都墨田区横川橋都

當横川橋アパート内
平沢順一郎外三百二十

名

紹介議員 小笠原三三男君

聞くところによると、政府は市町村財政建直しの一助として、公営住宅使用料に固定資産税相当額を加算徴収する目的をもつて、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案を今国会に上程し、且下審議中の由であるが、本法律案は公営住宅建設の根本精神にもとより、かつ居住者の生計にじん大なる影響をおよぼすものであつて到

底公営住宅居住者の甘受し得ないものであるから、かかる法律案に対しても反対であるとの請願。

昭和三十一年四月二十五日印刷

昭和三十一年四月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局